

# 国土交通省におけるPPP/PFIの取組について

---

国土交通省  
平成26年2月

- 国管理空港等について、コンセッション方式の活用を可能とする法律が平成25年通常国会で成立。仙台空港等において、平成26年度に運営権者の公募・選定、平成27年度以降に業務引継ぎ及び運営委託開始。
- 関空・伊丹については、関空を国際拠点空港として再生・強化するとともに、両空港の適切かつ有効な活用を通じた航空輸送需要の拡大を図るため、平成24年7月に経営統合した。両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッションを実現。

## 国管理空港等におけるコンセッション方式の活用

### 現状と課題

特別会計のプール管理のもとで全国一律の着陸料等

国が運営することにより地元感覚、経営感覚が不足

滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業で運営主体が分離

### 地元の意見・要望に基づく地方自治体と国による空港経営改革

地域の実情を踏まえた機動的な着陸料等設定

民間の知恵と資金の活用

航空系事業と非航空系事業の一体的経営

### 地域の実情を踏まえた民間による経営の一体化

災害対応等において国が適切に関与できる民間委託手法の採用

民活空港運営法の成立(H25.7.25施行)

### 期待される効果

- 航空需要の拡大等による地域活性化
- 民間の資金と知恵等による利用者利便の向上
- 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化

### 民間委託までのプロセス



空港経営改革

## 関西空港・伊丹空港におけるコンセッション方式の活用

### 事業価値の最大化に向けた具体的取り組み

#### 関空のLCC拠点化

#### LCCの関空拠点化

※平成25年1月末日現在

ピーチ・アビエーション

国内線: 8路線、20便/日 国際線: 5路線、63便/週

<関空に乗り入れているその他のLCC>

(国内線) ・ジェットスター・ジャパン  
 (国際線) ・チェジュ航空  
 ・エアアジアX  
 ・セブ・パンフィック航空  
 ・エアアジア  
 ・イースター航空  
 ・ジェットスター・アジア航空  
 ・香港エクスプレス航空  
 ・ジェットスター航空

#### LCC専用ターミナルの整備

- 第2ターミナル(LCC専用)の供用開始(平成24年10月28日)
- 第3ターミナル(LCC専用)の整備(平成25年度中に工事着手予定)

#### フェデックスによる関空の北太平洋地区ハブ化

- 延床面積25,000㎡のフェデックス専用施設を新関空会社が建設。
- 2014年度夏スケジュールからの運用開始予定。

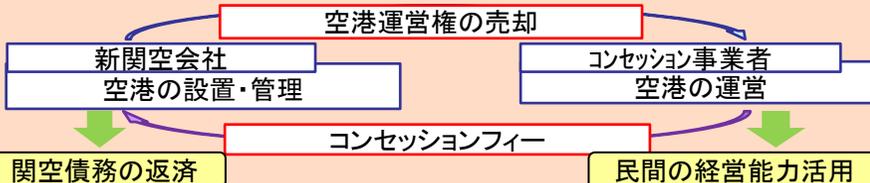
#### 魅力ある商業エリアの創造

- 関空第1ターミナルの改修(免税店舗の増床等)(平成26年度末完成予定)
- 伊丹ターミナルビル会社(OAT)の子会社化(平成25年)

### 新関空会社中期経営計画(平成24年10月公表)における成長目標(平成26年度までの目標)

- ① 発着回数: 23.1万回 ⇒ **30万回**
- ② 旅客数: 2,677万人 ⇒ **3,300万人**
- ③ 貨物量: 82.5万トン ⇒ **100万トン**
- ④ 売上: 1,188億円 ⇒ **1,500億円**
- ⑤ EBITDA: 426億円 ⇒ **605億円**

### 可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッションを実現

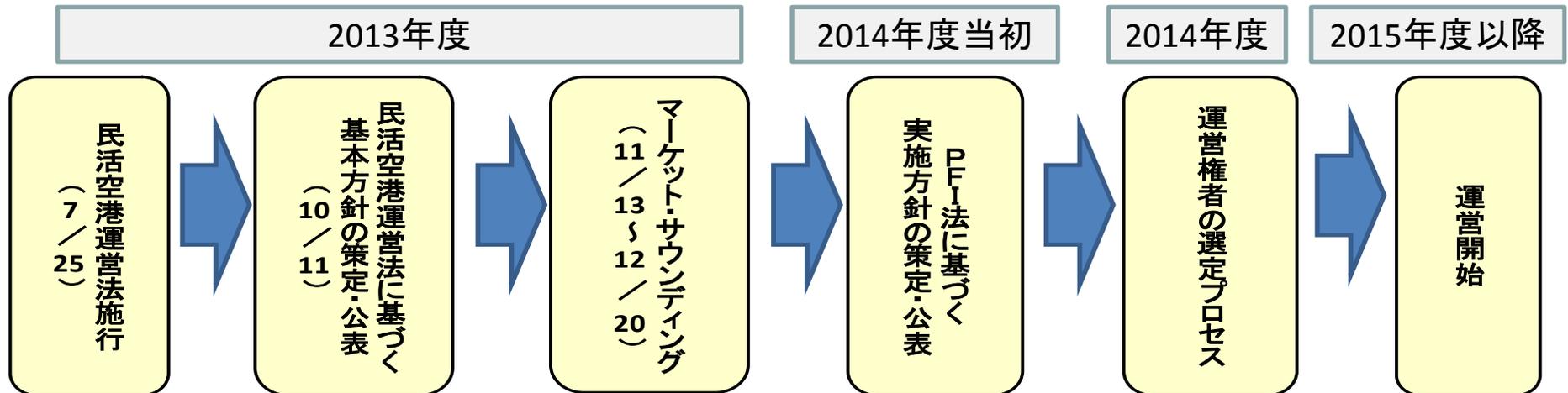


# 仙台空港における取組状況

## 現状の取組み

- 仙台空港の具体的な運営形態や経営手法について幅広く意見を募集する **マーケットサウンディング (参加企業71社(うち応募企業・代表企業10社))** を実施。民間事業者から提案のあった様々な意見を参考にしつつ、PFI法に基づく実施方針の策定作業中。
- 平成18年度分から公表している **国管理空港の空港別収支** に関し、公表時期の更なる迅速化を図る。また、民間事業者が投資判断をするために必要な情報を整理する観点から、**仙台空港の国有財産・物品等に係るセルサイド・デューディリジェンス(現況把握)** を監査法人に業務委託のうえ、実施中。(期間:約6か月、人員:約20人が常駐)
- 空港運営に係るノウハウ(滑走路等の維持管理手法等)については、今後、民間事業者に対して、必要な **人的及び技術的支援** を通じてサポートする予定。  
 また、空港経営に係るノウハウ(航空系事業と非航空系事業の経営一体化手法等)については、現在、航空局に **民間分野での経験豊富な専門家による推進組織(空港経営改革推進室)** を設置し、宮城県等における検討を専門的見地からサポートしている。

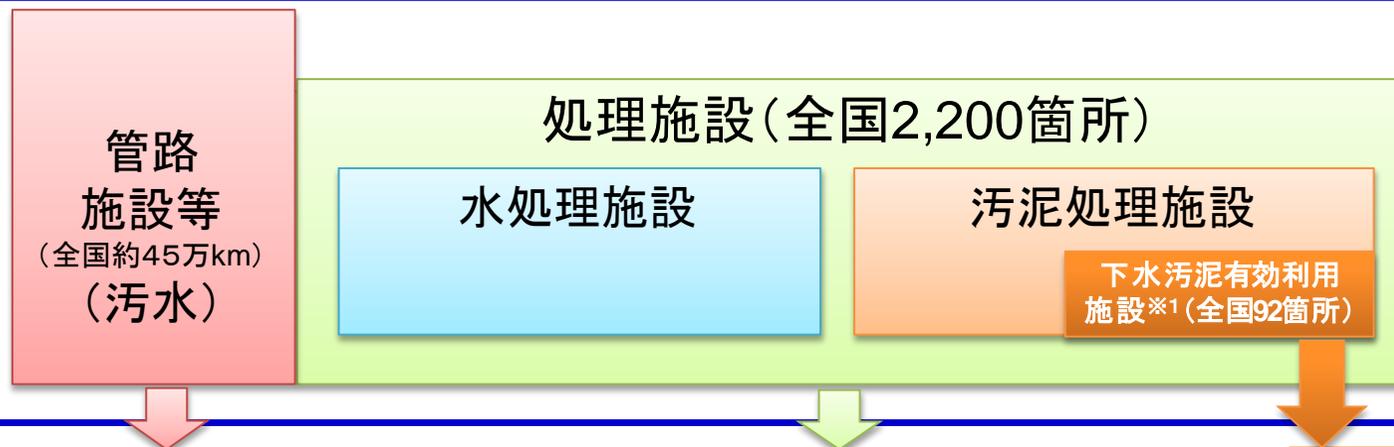
## 民間委託想定スケジュール



# 下水道分野におけるPPP/PFIの取組状況

- 管路施設や下水処理施設の管理については9割以上が民間委託を導入済み。
- より民間の創意工夫を活かすため、下水処理施設の運転管理の包括的民間委託や下水汚泥の有効利用のPFI事業などを積極的に導入しているところ。
- 有識者検討会(H24.12~)を通じ、今年度末、自治体におけるコンセッション方式の導入検討を支援するためのガイドラインを作成予定(現在パブリックコメント実施中)。

## 下水道施設(管理責任は地方公共団体:全国約1,500団体)



民間収益施設併設事業  
/ 公的不動産有効活用  
(約1,000億円)

・民間委託が9割以上(仕様発注<sup>※2</sup>がほとんど)  
・うち包括的民間委託<sup>※3</sup> 3件  
(年間約7億円)

・民間委託が9割以上(仕様発注が主流)  
・うち包括的民間委託<sup>※3</sup> 257件(増加中)  
(年間約600億円)

・DBO<sup>※4</sup>事業 14件 (約990億円)  
・PFI事業 7件 (約640億円)

※1: 下水汚泥有効利用施設... 固形燃料化施設、消化ガス発電施設、コンポスト化施設、リン回収施設  
 ※2: 仕様発注... 個々の業務ごとに詳細な仕様を策定し、工事や業務ごとに発注する方式  
 ※3: 包括的民間委託... 複数年契約を前提とした性能発注方式(件数はH23現在)  
 (管路施設の場合は、現状では複数年契約+仕様発注方式)  
 ※4: DBO... 設計・建設・運転管理の一括発注

※コンセッション方式の実施例は無し

# (参考)下水道分野におけるPFI実施箇所

地方公共団体	事業名	事業方式	供用開始	事業期間	事業費	SPC	有効利用先
東京都区部	森ヶ崎水再生センター 常用発電設備整備事業	BTO	H16.4	H36.3まで (20年間)	約138億円	森ヶ崎エネルギーサービス(株) ・東京電力(株) ・三菱商事(株)	・施設用電力 ・汚泥消化槽用温水
神奈川県 横浜市	改良土プラント増設・運営事業	BTO	H16.1	H26.3まで (20年間)	約4億円	横浜改良土センター(株) ・奥多摩工業(株) ・JFEエンジニアリング(株) ・奥多摩建設工業(株)	・公共工事 ・公益工事 ・民間工事
	北部汚泥資源化センター 消化ガス発電設備整備事業	BTO	H21.12	H42.3まで (20年間)	約83億円	(株)bay eggs ・JFEエンジニアリング(株) ・(株)東芝	・施設用電力 ・汚泥消化槽用温水
	南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化事業	BTO	H28.4予定	H48.3まで (20年間)	約149億円	(株)バイオコール横浜南部 ・電源開発(株) ・月島機械(株) ・月島テクノメンテサービス(株) ・バイオコールプラントサービス(株)	・石炭火力発電所 ・セメント工場 (石炭代替燃料)
富山県 黒部市	下水道バイオマスエネルギー 利活用施設整備運営事業	BTO	H23.5	H38.4まで (15年間)	約36億円	黒部Eサービス(株) ・荏原エンジニアリングサービス(株) ・(株)荏原製作所 ・荏原環境エンジニアリング(株)	・県外電力会社 (発電代替燃料) ・県内の花の農場 (培養土原料)
大阪府 大阪市	津守下水処理場 消化ガス発電設備整備事業	BTO	H19.9	H39.3まで (20年間)	約49億円	大阪バイオエナジー(株) ・関西電力(株) ・メタウォーター(株) ・(株)関電エネルギーソリューション ・メタウォーターサービス(株) ・日立造船(株)	・施設用電力 ・汚泥消化槽用温水
	平野下水処理場 汚泥固形燃料化事業	BTO	H26.4予定	H46.3まで (20年間)	約177億円	(株)バイオコール大阪平野 ・電源開発(株) ・月島機械(株) ・バイオコールプラントサービス(株)	・石炭火力発電所 (石炭代替燃料)

計 約640億円

- 愛知県における検討を踏まえ、関係省庁と連携し、コンセッションにより民間事業者  
者に料金徴収権限を付与する等の特例を構造改革特区制度として創設する方針  
で準備。
- 特区提案の実現に向け、引き続き、県との具体的な事業内容の詰めを進め、県  
が行う民間事業者の公募に向けた準備等の手続の進行に協力。

1. 経緯

- H24.3 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H24.12 愛知県における有識者検討会での報告書とりまとめ(国土交通省もオブザーバーとして参加)
- H25.5 愛知県より「民間事業者による有料道路事業の運営の実現について」の提案
- H25.6 日本再興戦略 コンセッション方式の対象拡大(地方道路公社の有料道路事業における活用を推進)

2. 愛知県からの構造改革特区提案と対応案

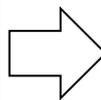
「民間事業者による有料道路事業の運営の実現について」  
(愛知県からの構造改革特区提案(H25.5.28))

対応案

構造改革特区提案の実現のため、道路整備特別措置法に関し  
必要な規制の特例措置を講じるよう求める。

1. 民間事業者による有料道路事業の運営

道路整備特別措置法に基づく有料道路事業について、コン  
セッションを導入する

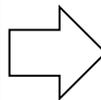


構造改革特区法の改正

(コンセッションにより民間事業者者に料金徴収権限を  
付与する等の特例を創設する方針)

2. 民間事業者へのインセンティブの付与

民間事業者による運営の結果生じる増収や経費節減等の  
収支差(いわゆる結果利益)について、一定のルールを設  
けてインセンティブとして民間事業者者に付与

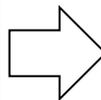


愛知県の提案どおり実現(運用)

(結果利益を公社と民間事業者でどのように分配する  
かについては、愛知県が引き続き検討)

3. 道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続

ICの整備、大規模更新等のサービス向上のための追加投  
資を行い、現行の料金徴収期間を延長



愛知県の提案どおり実現(運用)

(追加投資の具体的な内容については、愛知県が引  
き続き検討)